平成２２年（フ）第２７９号
函館市本町２番13号
破産者　合名会社下田商店
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５７号
新潟市秋葉区柄目木146番地３
破産者　株式会社高崎鋳造所
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３４１号
三重県亀山市みどり町14番地の３
破産者　宮村　勝義
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９３号
三重県津市雲出長常町1310番地
破産者　合資会社中央自動車工業所
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７０号
三重県津市白山町川口4008番地５
破産者　吉田　修二
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０４号
三重県鈴鹿市磯山１丁目20番53号
破産者　株式会社ドゥー
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５１０号
大阪府池田市西本町６番３号
破産者　株式会社共益社
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５号
山口県防府市大字新田字築地2039番地
破産者　中村通産株式会社
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
長崎県長崎市京泊２丁目３番35号
破産者　株式会社エイヴィ・ワン
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１７号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目33番地の７
破産者　株式会社東海緑地建設
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６３号
愛知県岡崎市中島町字上町32番地３
破産者　有限会社マツダ工務店
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
滋賀県彦根市平田町546番地
破産者　株式会社ファミリー
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８２１号
大阪市城東区中浜３丁目８番19号
破産者　株式会社高砂
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２号
山口県宇部市大字東岐波5654番地１
破産者　株式会社オーテック
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第９０号
福岡県行橋市西宮市５丁目15番９号
破産者　中園　正樹
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５９号
秋田県横手市雄物川町東里字水里６番地
破産者　高橋万紀子
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成１９年（フ）第９号
三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦952番地16
破産者　濵田　光博
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第６８号
三重県津市河芸町上野1168番地61、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦566番地１
破産者　奥村　哲也
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２２１８号
福岡県春日市大谷５丁目84番地１コアマンション春日大谷402号
破産者　野中　惠子
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２号
青森県八戸市吹上１丁目16番14号、前住所青森市大字大野字若宮44番地３
破産者　風間　隆永
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
石川県七尾市小島町ハ部81番地１
破産者　北山　利彰
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部